

## 2012年度予算要求の回答書(その5)

今回は、3 少子化対策・子育て支援の充実を(7)～(10)、4 深刻な不況と雇用不安から市民の暮らしと営業を守る対策を(1)～(8)までです。

## 3 少子化対策・子育て支援の充実を

(7) すべての無認可保育所の実態を調査し、保育環境の改善をはかるよう支援すること。

無認可保育所(私設保育施設)の支援につきましては、入所児童に対する適切な保育が実施されるよう助成しておりますが、今後におきましても、保育環境の向上が図られるよう努めてまいります。(保育課)

(8) 私立幼稚園就園奨励金の支給事業を拡充すること。

私立幼稚園就園奨励費補助金につきましては、市単独の補助として、国庫補助対象者及び国庫補助の対象とならない世帯にも、園児1人につき年額30,000円を上乗せして補助しています。(こども育成課)

(9) 子育て日常生活支援事業の対象者を拡大し、総合的な子育て支援策に拡充すること。

対象者の拡大につきましては、財政面及び他の子育て支援策との関係を考慮しながら、今後も研究してまいります。

また、事業内容の拡大につきましては、毎年市民の皆様のお意見をお聞きし内容を検討していますが、今後も研究してまいります。(こども家庭課)

(10) 不妊治療費助成事業を拡充し、さらに不妊症治療への支援を行うこと。

不妊治療費助成事業につきましては、現在、厚木市の助成内容が県内トップのレベルであることから当面の間、拡充は難しいと考えていますが、今後も調査・研究を続

けてまいります。

また、不妊症治療への支援につきましても、厚生労働省の不妊症研究の動向等を注視してまいります。なお、まずは国・県の助成が必要と考えておりますので、不妊症患者に対する経済的支援の必要性について、国・県に要望してまいります。(こども家庭課)

## 4 深刻な不況と雇用不安から市民の暮らしと営業を守る対策を

(1) 非正規労働者の失業対策(就労支援、住宅支援、生活再建)の充実をはかること。

失業者に対しましては、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく対策事業を実施するとともに、相談事業や企業合同説明会の開催により支援を図っています。(産業振興課)

(2) 中小企業融資制度については、経済支援に効果的なものにする。

平成20年4月から厚木市中小企業融資制度を改正し、融資限度額と融資期間を拡大すると

ともに、小口零細企業資金やセーフティネット保証に対応した別枠資金を設けるなど、中小零細企業の方々の借換えやつなぎ資金として利用しやすいメニューを取りそろえて、資金調達への支援を実施しているところです。

さらに、平成22年度10月からは、特定金融機関への預託金を10億円追加し、総額40億円とするとともに、景気対策資金及び小口零細企業資金の利率を0.1%引き下げ、中



小企業者への金銭面での支援を積極的に展開しています。

また、東日本大震災による資金繰り対策として、平成23年度には、国の東日本大震災復興緊急保障制度の創設に併せて、震災対応サポート資金を5月から新たな資金メニューとして追加し、支援を行っています。(産業振興課)

(3) 事業所訪問を継続し、中小企業の実態を把握し、対策を講じること。

市職員と中小企業診断士が製造業を中心に事業所を積極的に訪問し、経営者の抱える経営課題や新たな技術に対する対応策、また、市や県の中小企業支援施策(融資制度等各種補助金等)の情報提供を積極的に行っています。なお、アンケート調査や窓口相談業務の中で中小企業の実態を把握し、効果的な支援策を展開してまいります。(産業振興課)

(4) 神奈川県中小企業活性化推進条例を活用・推進し、中小企業振興条例を制定すること。

神奈川県中小企業活性化推進条例の施行に伴い、県の中小企業振興の基本理念を反映しながら、中小企業の経営安定及び強化に向けた支援施策について、引き続き積極的に推進するとともに、今後、動向を注視しながら研究してまいります。(産業振興課)

(5) 国に対して、早期に労働者派遣法の見直しや、サービス残業根絶など労働者保護のための法整備をするよう求めること。

労働者派遣法の見直し、サービス残業根

絶法などの法制化につきましては、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えています。(産業振興課)

(6) 住宅リフォーム助成制度を拡充、継続すること。

住宅リフォーム助成制度の拡充につきましては、財政状況を考慮した中で、決定してまいりたいと考えています。また、本制度につきましては、平成24年度も継続してまいります。(建築住宅課)

(7) 小規模工事登録制度を拡充し、実効性のあるものにする。

小規模工事(修繕)登録制度につきましては、市の競争入札に参加することができない市内小規模事業者を対象とした登録制度となっています。

今後におきましても、小規模な事業主の方に市が発注する施設修繕や小規模工事の受注機会が拡大するよう、引き続き分離分割発注等に努めてまいります。(契約課)

(8) 中小業者や労働者・失業者に対する相談体制の充実をはかること。

中小企業に対しましては、市及び厚木商工会議所の職員や中小企業診断士による企業巡回訪問や窓口における相談業務を実施しており、随時御相談に対応できる体制を整えています。

また、労働者・失業者に対しましては、勤労者を対象とした「ナイター法律相談」「メンタルヘルス相談」、一般の求職者を対象とした「求職者支援相談」、また、若年者のための就労相談として「若者就職サポート相談室」を実施しています。今後も引き続き相談体制の一層の充実を図ってまいります。(産業振興課)

議会報告会を行います

4月2日(日) 14時～  
依知南公民館和室



係員に来られなかった  
皆さんにも議会の様子を  
やさしくお話しします。

4月の法律相談は

4月18日(水) 14時～

TEL (225) 2709・(224) 4341